

「ブラジルのお菓子を つくる」参加者を募集

ブラジル、ペルー、中国、カンボジア出身の研修生たちとブラジルのお菓子「ブリガデーロ」を作りながら交流を深めてみませんか。ぜひ、ご参加ください。

●日時 10月13日(土) 14時～16時

●場所 〓カピックセンター

●参加費 〓400円

●応募方法 〓電話、FAX 又はEメールでお申込みください。(月曜休館)

●申込期限 〓10月10日(水)

●定員 〓40人(定員になり次第締め切り)

【問い合わせ・申込先】
カピックセンター
☎0994-45-3288
FAX 0994-45-3258
kapi11@poc.
synapse.ne.jp

平成20年度鹿児島障害者職業能力開発校入校生を募集

●訓練科目 〓情報電子課・デザイン製版課・建築設計課・義肢福祉用具課・OA事務課・アパレル

課・造形実務課
※知的障害者を対象にした科目は、造形実務課のみ

●応募資格
〓修了後就業の意志がある人
〓障害の症状が固定し、再発・悪化のおそれがない人
〓訓練及び集団生活に支障のない人
〓就職に必要な技能修得が見込める人
〓職業的自立が見込める人

●募集期間 〓10月1日(月)～11月2日(金)

【問い合わせ・応募先】
鹿児島障害者職業能力開発校
☎0996-44-2206
鹿屋公共職業安定所
☎0994-42-4135

小規模企業者等設備導入資金制度の案内
財団法人かごしま産業支援センターでは、従業員数20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者を対象に設備導入のための資金貸し付けを行っています。

●貸付限度額 〓所要資金の2分の1以内で、4,000万円以下

意見公募手続(パブリックコメント)のお知らせ

市では、重要な計画や条例を策定しようとする際、その案(目的や内容など)を公表して、市民の皆さんから意見を聴く、意見公募手続(パブリックコメント)制度を設けています。この制度に基づき、次の条例案に対する意見を募集します。

鹿屋市環境基本条例

◇条例案の目的
①基本理念、②市・事業者・市民及び市民団体の責務、③環境保全に関する施策、の基本となる事項を明らかにして、市民が健康で文化的な生活の向上を図ることができるように共通の認識を持つことを目的としています。

◇条例案の概要
○環境保全を推進するための基本的な認識や、市・事業者・市民及び市民団体の各主体の連携と責務について規定し、今後の環境行政を推進する上での基本理念を4項目にわたって定めています。
○基本理念を具現化するために、施策の策定等に係る基本方針を示すとともに環境基本計画の策定を義務付けています。
○この計画の総合的・計画的な推進を図ることとし、主な施策として自然環境の保全、快適環境の保全、環境教育・学習等について定めています。
○鹿屋市環境審議会は、環境基本計画や環境の保全に関する基本的及び重要な事項について検討を行う組織として位置づけます。

鹿屋市環境保全条例

◇条例案の目的
鹿屋市環境基本条例の基本理念にのっとり、市・事業者・市民及び市民団体の環境保全に関する責務を明らかにして、環境への負荷の防止を図るための規制その他の措置を講じることで、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

◇条例案の概要
○近年、地球温暖化のような、事業活動や市民生活に起因する問題が発生していることから、市民や事業者が自ら自発的に環境保全に努める時代の潮流に沿うよう、地域特性に応じた環境保全の項目を定めています。
○合併後の鹿屋市の統一的な環境保全の取り扱いを目指し、事業活動や日常生活で発生する環境への負荷の防止、事業場等の適正な管理、地球環境保全への取り組み等の項目を定めています。

●閲覧場所 市ホームページ、市環境政策課、情報公開室(5階)、各総合支所市民生活課、各出張所、各サービスコーナー

●提出方法 市環境政策課に直接提出するか、郵送、FAX 又はEメールで提出してください。
※意見提出用紙は、市ホームページ又は各閲覧場所に置いてあります。

●意見公募期間 10月1日(月)～31日(水)

【問い合わせ・提出先】
〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号
市環境政策課 ☎0994-31-1156 FAX 0994-31-1172 Eメール kankyuu@e-kanoya.net

お知らせ

平成20年度に実施する鹿屋市高齢者保健福祉計画の見直しに向けての基礎資料とするため、高齢者実態調査を実施します。

市民の皆さんのご協力をお願いいたします。

●調査対象者 〓介護保険の要介護認定を受けていない人で、平成19年10月1日現在、65歳以上の人と40～64歳の人の中からそれぞれ1,000人ずつ計2,000人

00万円以下
●貸付利率 〓無利子
●返済期間 〓7年以内
●保証人等 〓2人
※借入申込700万円以上は要不動産担保

●申込期限 〓平成20年1月31日(木)

【問い合わせ・申込先】
かごしま産業支援センター
☎099-219-1271

労働力調査にご協力ください

この調査は、国の失業率や雇用の実態を明らかにする重要な統計調査で、総務省統計局が都道府県を通じて毎月実施しています。対象は、統計理論に従って無作為に選ばれた15歳以上の人で、選ばれた世帯には調査員が訪問して調査票を配布します。皆さんのご協力をお願いします。

●調査内容 〓調査票に、調査対象者の生活状況、社会参加・いきがい、健康等に関することを選択方式で記入します。

●調査方法 〓調査対象者が住んでいる地区を担当する民生委員が調査票を配布し、後日回収します。

●調査時期 〓10月上旬～11月下旬

【問い合わせ】
市高齢障害福祉課
☎0994-31-1116

介護保険高額サービス資金貸付基金制度のお知らせ

市では、同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担額の合計が一定の上限額(下表)を超えた場合、支払い後にその超えた分について高額介護サービス費として払戻しを行っていますが、支払いが困難な人に対しては、超えた分を先に貸し付ける基金制度を設けています。

●貸付対象者 = 介護保険の被保険者で、介護保険法に規定する高額介護サービス費の支給が見込まれ、かつ、高額な介護サービス費を支払うことが困難と認められる人

●提出先 = 本庁国保介護課又は各総合支所健康福祉課に提出してください。

※高額介護サービス費の世帯上限額

区分	世帯の上限額
一般世帯(下記の区分に該当しない人)	37,200円
住民税非課税世帯	24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人)

●貸付金額 = 高額介護サービス費の支給見込額以内
●貸付利率 = 無利子
●申請に必要なもの = 申請書、印鑑、事業所発行の請求書

【問い合わせ】
市国保介護課 ☎0994-31-1162